

## 高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査の実施と搬出制限区域の解除の予定について

- 明日(1月23日)、1月10日に東かがわ市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査を行います。
- 今回の検査が陰性であり、国と協議が完了した場合、同日中に発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除する予定です。

### 1 清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査

#### (1) 対象養鶏場

##### 1) 清浄性確認検査

移動制限区域内(発生養鶏場から半径3km以内)の養鶏場〔4養鶏場〕

##### 2) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内(発生養鶏場から半径3kmから10km)の養鶏場〔11養鶏場〕

から95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の養鶏場〔6養鶏場〕

#### (2) 検査日

1月23日(金)

#### (3) 検査内容

臨床検査

#### (4) 検査結果

同日午後に判明予定

### 2 搬出制限区域の解除

1の検査で陰性を確認し、国との協議が完了した場合、同日午後に発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除する予定です。

### 3 その他

- 我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。